

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	コントロール建屋常用電気品室の給気風量調整時、同室給気ファン(A)風量調整ダンパーの不良(固着)が認められたため、当該風量調整ダンパーを点検補修。	G	
2	4号機	4号機の定検用分電盤新設に伴う電源切替盤設置(電源が1箇所、3号機側、4号機側の受電切替)の受電確認時、同切替盤のケーブル接続に誤り(3号機と4号機が逆接続)が認められたため、当該ケーブルを正規に接続。	G	
3	4号機	設備パトロール時、タービン建屋地下1階給水加熱器(B)水位計検出配管(保温材部)より水の滴下(汚染なし、1滴/2~3秒)が認められたため、当該検出配管を点検補修。	G	